

平成29年7月24日

第3回市原地区タクシー事業適正化・活性化協議会の開催について（書面開催）

平成26年1月に施行されました「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号。以下「改正特措法」という。）により、市原交通圏が準特定地域に指定され、当該地域の関係者がタクシー事業の適正化及び活性化に向け取り組んでいるところであります。

今般、平成29年1月26日付け国土交通省告示第49号により、市原交通圏が引き続き準特定地域に指定されたことに伴い、これまでの取り組み状況等についてフォローアップを行うため、第3回市原地区タクシー事業適正化活性化協議会を書面にて下記のとおり開催いたしますので、お知らせいたします。

なお、新たに協議会の構成員として加入したい方については、開催日（書面発送日）の3日前（7月31日・月曜日）までに下記の問い合わせ先にお申し出下さい。

記

1. 日 時

平成29年8月3日（木）書面発送

2. 予定している議題

- (1) 協議会設置要綱の改正について（協議会の構成員・会長・事務局長の任期に係る部分のみ）
- (2) フォローアップ調査に係る活性化事業の目標値設定について

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

市原地区タクシー事業適正化・活性化協議会事務局
一般社団法人千葉県タクシー協会 土屋・田中・竹門
☎ 043-243-2460